

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十二号）（情報システム課）

一 趣旨

住民基本台帳法の一部改正に伴い、埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の規定の整備を行う。

二 内容

住民基本台帳法の一部改正に伴う規定の整備

三 施行期日

平成二十八年一月一日